

旭川市大規模盛土造成地マップに関するQ & A

Q 1. 大規模盛土造成地マップを公表する目的は何ですか？

A 1. 市民の皆様は大規模盛土造成地が身近に存在するものであることを知っていただき、防災意識を高めて、災害の防止や被害の軽減につなげることを目的としています。

Q 2. どのようにして大規模盛土造成地の抽出を行ったのですか？

A 2. 造成前と造成後の地形データ（地形図、空中写真）を重ね合わせ、その標高差や地形情報から大規模盛土造成地を抽出しました。過去の地形データは現在に比べて精度が低く、また、重ね合わせ時にも誤差が生じることから、調査結果は垂直方向に最大で1.5m程度の誤差を含む可能性があります。そのため、抽出された大規模盛土造成地は、概ねの位置と規模をあらわしたものとなっています。

Q 3. 公表されたマップに示されている箇所は危険ということですか？

A 3. 公表したマップは危険箇所を示したのではなく、市内における大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示したものです。

大規模盛土造成地であるから必ずしも危険というわけではありません。

お住まいの地域の防災情報の一つとして活用していただきたいと考えています。

Q 4. 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、何か対策が必要ですか？

A 4. 現時点で対策の必要はありません。大規模盛土造成地が身近にあることを知り、日頃から宅地の点検を行うなど、防災意識を高めていただきたいと考えています。点検の際は、国土交通省ホームページにある「わが家の宅地安全マニュアル」のチェックポイントを参考にしてください。もし、何かおかしいとお気づきになった際は担当課にご相談ください。

国土交通省「わが家の宅地安全マニュアル」<http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

Q 5. 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、建物を建替える際に制限がかかりますか？

A 5. 大規模盛土造成地であることで建築が制限されることはありません。また、土地売買の際の重要事項説明書に大規模盛土造成地の有無の記載は求められていません。

Q 6. 公表されたマップでは自分の敷地が入っているかよくわかりません。

詳細なマップはありますか。

A 6. 大規模盛土造成地マップは、大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示したもので、個々の敷地まで特定するものではありませんのでご了承ください。

担当課窓口では、公表しているマップよりも見やすい地図を閲覧することができます。

Q 7. 旭川市は、「宅地耐震化推進事業」について今後どのような取り組みを行うのですか？

A 7. 今後は、今回把握した大規模盛土造成地について、安全性に関する調査を実施していく予定です。